

**株式交換に係る事後開示書面**

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

1. 株式交換が効力を生じた日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
5. その他株式交換に関する重要な事項

2026 年 4 月 7 日

**株式会社 BuySell Technologies**  
**株式会社 DelightZ**

## 株式交換に関する事後開示事項

2026年4月7日

(株式交換完全親会社)  
東京都新宿区四谷四丁目28番8号PALTビル  
株式会社BuySell Technologies  
代表取締役社長 徳重 浩介

(株式交換完全子会社)  
福岡市博多区東光寺町二丁目1番26号  
株式会社DelightZ  
代表取締役 黒田 裕也

株式会社BuySell Technologies（以下「BuySell社」といいます。）と株式会社DelightZ（以下「DelightZ社」といいます。）は、2026年2月13日付けで締結した株式交換契約（2026年3月16日付けで締結した株式交換契約変更契約書に基づく変更を含み、以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年4月7日（以下「本効力発生日」という。）を効力発生日として、BuySell社を株式交換完全親会社とし、DelightZ社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

- 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）**  
2026年4月7日
- 2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）**
  - 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
DelightZ社の株主から、会社法第784条の2の規定による請求はありませんでした。
  - 会社法第785条の規定による手続の経過  
DelightZ社は、会社法第785条第3項の規定により、2026年2月27日付けで、DelightZ社の株主に対し本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社であるBuySell社の商号及び住所を通知致しましたが、会社法第785条第1項による株式の買取請求を行ったDelightZ社の株主はありませんでした。
  - 会社法第787条の規定による手続の経過  
該当事項はありません。
  - 会社法第789条の規定による手続の経過  
該当事項はありません。
- 3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）**
  - 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過  
BuySell社は、会社法第796条第2項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第796条の2の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

BuySell 社は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2026 年 2 月 27 日付けで、BuySell 社の株主に対し本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社である DelightZ 社の商号及び住所を電子公告にて公告致しました。なお、BuySell 社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、BuySell 社に移転した DelightZ 社の株式の数は、120,800 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) BuySell 社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を BuySell 社に通知した BuySell 社の株主はおりませんでした。

(2) DelightZ 社は、会社法第 783 条第 1 項及び第 319 条第 1 項の規定により、議決権を行使することのできる株主全員の同意をもって、2026 年 3 月 16 日付で本株式交換契約の承認を可決する旨の株主総会決議があったものとみなされました。

(3) BuySell 社は、本株式交換により、本効力発生日の直前時点の DelightZ 社の株主（但し、BuySell 社は除きます。）に対して、その所有する DelightZ 社株式 1 株につき BuySell 社の普通株式 966.4 株の割合をもって、BuySell 社の普通株式を割当交付いたしました。なお、BuySell 社が割当交付した普通株式の合計は 120,800 株であり、BuySell 社が交付した株式については、新規の株式 120,800 株の発行を行いました。

(4) 本株式交換に伴い増加した BuySell 社の資本金及び準備金は以下のとおりです。

- ① 資本金：0 円
- ② 資本準備金：367,836,000 円
- ③ 利益準備金：0 円

以上